## 介護保険制度に関する意見

平成 11 年 10 月 6 日 全 国 市 長 会

明年4月からの介護保険制度の施行に向け、都市自治体は、10月から要介護認定業務を開始するなど、目下懸命に準備を進めているところである。

ところが、保険料の算定に大きく関わる明年度関係予算の概算要求 内容が未だ確定しないなど、国において措置すべき重要な事項のうち に未確定なものが多く、そのため、制度の施行準備が一層困難となっ ている。

本会は、介護保険制度の円滑な施行のために必要な条件整備についてくり返し要請してきたが、国においては、このような実情を十分考慮され、制度を創設した国の責務として、ひきつづきそれらの事項について速やかに必要な措置を講ずるとともに、明年度予算の編成においては、下記事項について万全の措置を講ずるよう重ねて強く要請する。

記

1.厚生省においては、去る7月、介護保険による給付総額及び保険料の試算額を発表し、1号保険料の額については月額2,885円との見込みを明らかにした。しかし、この試算にはその後におけ

る介護報酬の額の決定や現実に行われる介護サービスの給付などより高額になることが懸念される多くの変動要素があると考えられるので、今後、さらに的確な見積りを行ったうえ必要な予算措置を講ずるとともに、将来、見積りを上まわる保険給付が生じた場合は、速やかに精算を行う等介護保険制度の健全な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

2.介護保険制度関係予算については、概算要求後においても未だ確定せず、今後、予算編成過程で検討することとされているが、このような状況のもとでは、都市自治体は、責任をもって保険料の試算額を市民に示すことができないなどこれに伴う苦心がさらに加わっているところである。従って、国においては、介護保険制度の円滑な運営を確保するとの観点からも都市自治体の意向に沿いながら早急に予算の具体的な内容を決定すること。

また、その場合、保険料が相当高額にのぼると見込まれることを踏まえ、かねて本会が主張しているように、国の調整交付金5%は国の負担25%の別枠とし、また、財政安定化基金は国及び都道府県の負担とするほか、低所得者対策、認定外高齢者対策、介護サービスの基盤整備、運営事務費等についても必要かつ十分な措置を講ずること。

3.国民健康保険については、医療費の増高がつづくなかで、最近、 失業者の増加に伴う加入者の増加が見込まれ、その運営が一段と

困難になることが予想されている。そのような状況のもとで介護 保険制度が施行されるが、2号保険料の負担追加によって収納率 がさらに低下し、これによって国保の運営が一層困難になること が強く懸念されている。このような2号保険料の負担に伴う国保 運営上の問題についても十分な財政措置を講ずること。